

受 付 印

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣
東京都選挙管理委員会 殿

政治団体の名称	
事務所の所在地	東京都
代表者の氏名	

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

ふりがな	政治団体の区分				
政治団体の名称	☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体（政党が指定）				
	☐ 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体				
	☐ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部				
	国会議員関係政治団体の区分				
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体の区分			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体の区分			
政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体の区分			
目的	別紙のとおり		組織年月日	令和 年 月 日	
主たる事務所の所在地	〒 電話（ ）				
建物名・部屋番号					
主たる活動区域	☐ 全国（2都道府県以上）・ ☐ 東京都（ ）				
区分	氏名	住所・電話		生年月日	選任年月日
ふりがな	〒	Tel（ ）		☐ 昭和 ☐ 平成	令和
代表者				・ ・	・ ・
ふりがな	〒	Tel（ ）		☐ 昭和 ☐ 平成	令和
会計責任者				・ ・	・ ・
ふりがな	〒	Tel（ ）		☐ 昭和 ☐ 平成	令和
会計責任者の職務代行者				・ ・	・ ・
支部の有無	☐ 有 ☐ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無			☐ 有 ☐ 無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類				
	☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員		☐ 現職 ☐ 候補者等		
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類		
	(ふりがな)		☐ 衆議院議員 ☐ 現職 ☐ 参議院議員 ☐ 候補者		
政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名		主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類		
	(ふりがな)		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員		
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類		
	(ふりがな)		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員 ☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員		

(注意)

- 1 ☐にチェックを入れてください。
- 2 代表者の氏名欄は記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 組織日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること。
- 4 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 5 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、本部の名称を「(本部)〇〇」の例により記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」は、〇丁目〇番〇号〇〇号室(〇〇方)まで記載すること。
- 7 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 8 生年月日の年号欄は該当するものに○をすること。
- 9 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
この優遇措置の対象となる団体(適格団体)は次のような団体に限られる。
 - ①政党及び政党支部
 - ②政治資金団体
 - ③現職の国会議員が主催する又は主な構成員である政治団体(国会議員氏名届を提出)
 - ④政策研究団体(国会議員氏名届を提出)
 - ⑤衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会
(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出)
注：一般の区市町村の長と議員の後援会は対象外である。
- 10 提出部数は**3部**。(1部は本人控え分として受領印を押し返却)
- 11 添付書類 すべて3部必要(③④⑤については、1部は原本、2部はコピーでもよい)
 - ①**規約(全団体必須)**
 - ②**国会議員氏名届**(現職の国会議員が主催する又は主要な構成員である政治団体と政策研究団体)
 - ③**被推薦書**
(都道府県又は政令指定都市の長・議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会)
 - ④**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**
(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)
 - ⑤**支部証明書・政党の状況等に関する届**(政党支部)
- 12 資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体の指定届」も同時に提出すること。
- 13 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合は「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。